

令和7年度羽島市介護保険事業所等物価高騰対策給付金 の支給に関する手引き

1 趣旨

原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受ける事業者の運営の継続を支援し、経営の安定を図ることを目的とし、市内で介護サービス事業所、介護施設、障害福祉サービス事業所、障害児通所支援事業所を運営する事業者を対象として、臨時に支援金を支給します。

2 支給対象事業者及び支給金額

令和7年4月1日時点において羽島市内で次の事業所・施設を運営し、給付金支給申請日まで継続してサービス提供をしている事業者。

区分	事業所・施設の種別	1 事業所・施設当たりの給付金の額
1	居宅介護支援事業所	15,000円
	特定・障害児相談支援事業所	
2	訪問介護事業所 訪問入浴介護事業所 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	25,000円
	居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所	
3	通所介護事業所（地域密着型・認知症対応型を含む） 小規模多機能型居宅介護事業所 短期入所生活介護事業所	25,000円
	生活介護事業所 就労継続支援A型事業所 就労継続支援B型事業所 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所 短期入所事業所	
4	認知症対応型共同生活介護事業所 特定施設入居者生活介護事業所	50,000円
	共同生活援助事業所	
5	介護老人福祉施設 介護老人保健施設	250,000円
	障害者支援施設	

【注意事項】

- (1) 同一区分において複数の介護保険事業所等種別（事業所番号が同一でないものを含む。）を同一の所在地で行っている場合には、一の介護保険事業所等種別の事業所・施設とします。
- (2) 医療みなし指定を受ける事業所は対象外とします。
- (3) 市指定管理施設に入居している事業所は対象外とします。

3 支給申請方法

(1) 申請書受付期間

令和8年1月5日（月曜日）～令和8年2月2日（月曜日）

※令和8年2月2日必着

(2) 申請方法

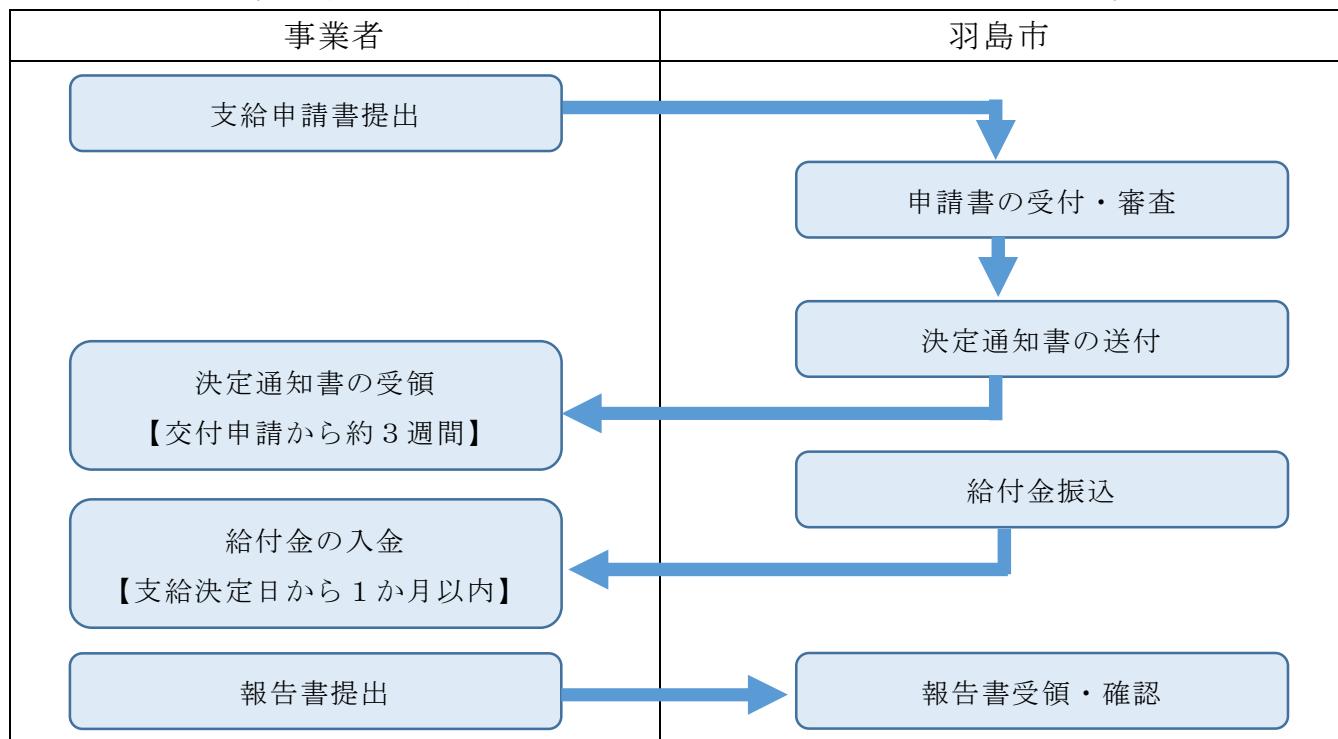
法人単位で、取りまとめの上、申請書等必要書類を郵送または福祉課・高齢福祉課に提出してください。

(3) 必要書類

- ①羽島市介護保険事業所等物価高騰対策給付金支給申請書兼請求書
- ②介護給付費等支払決定額通知書・内訳書又は障害福祉サービス等支払い決定額通知書・内訳書の令和7年1月審査分・受付分の写し
- ③振込先の金融機関の名称、支店名、口座番号及び口座名義の記載のある書類の写し
- ④誓約書・同意書

4 給付金の支給の流れ

申請書の提出後、支給に係る審査を経て、約3週間程度で市から決定（不決定）通知書を送付します。支給決定後、1か月以内に指定口座に振込を行います。



5 報告書提出

給付金の入金確認後、物価高騰の影響を受けている支出に充てましたら、「羽島市介護保険事業所等物価高騰対策給付金実績報告書」を福祉課・高齢福祉課へ提出してください。（報告期限：令和8年3月23日）

6 その他

- (1) 給付金の関係書類は、令和8年度から5年間（令和13年3月31日まで）保管してください。
- (2) 給付金受領後に要件に該当しないことが判明した場合、または偽りその他不正の手段により給付金を受領した場合は、給付金の交付決定を取り消したうえで、一部もしくは全額を返還していただきます。

7 問い合わせ先・提出先

〒501-6292 羽島市竹鼻町55

羽島市 健幸福祉部 福祉課（障がい福祉サービス）TEL058-392-9931（直通）
高齢福祉課（介護サービス）TEL058-392-9932（直通）

◎よくある質問

	質問	回答
1	介護サービスと障がい福祉サービスの両方の施設を運営している場合は、福祉課と高齢福祉課どちらに提出すればよいですか。	福祉課へ提出をお願いします。
2	同一所在地で居宅介護支援事業所、通所介護事業所、短期入所生活介護事業所を運営している場合はどうなるか。	居宅介護支援事業所は区分1、通所介護事業所は区分3、短期入所生活介護事業所は区分3となり、区分3は2つの事業所となります。1つとみなします。したがって、区分1は1事業所、区分3も1事業所として取り扱います。
3	訪問介護事業所を所在地が違う2か所で運営している場合はどうなりますか。	事業所番号が同一であれば1事業所として取り扱います。
4	同じ法人で複数の対象事業所がある場合、事業所ごとに振込先口座を別にすることはできますか。	別にすることはできません。指定口座は、1法人につき1口座となります。